第63回総会に向けて区支部総会開催中です

株式会社の取締役・監査役の任期は10年です

株式会社の会員さんへ 役員の変更の登記を忘れていませんか (会社法施行後10年を迎えます) まずは、定款を確認してください!

法務局から郵送物が届いたたら急いで開封。怠ると会社が法務局で登記上整理され科料と、 税務署から青色申告の承認の取り消し通知書が届き、決算を2回行なわなくてはなりません。

○平成18年5月に施行された『会社法』により、株式会社の役員の任期は、それまで2年であったのが10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会まで伸長されました。メリットが高いので多くの株式会社が採用しています。まさに平成28年5月が10年目に当たります。必ず定款を確認し役員登記を行なってください。役員変更・重任登記は、原則2週間以内に行なわなければなりません。長時間放置しておくと、裁判所から科料の決定通知が届き、会社が抹消されますのでご注意ください。 詳細は浦和民商事務所まで。

浦和

発 稍和民主商工会 www.minsyoo.jp

さいたま市浦和区本太 5 - 3 8 - 3 Tel: 886-5200

Tel: 886-5200 FAX: 886-5454

婦人部・共済会拡大行動で大成果! 婦人部員4人の拡大!

6月12日(月)午後1時30分より浦和民商事務所に集合う しました。今回は婦人部拡大メインで、緑区から板屋君子さ



ん、寺尾栄子さん、南区から水本美智子 さん、林いね子共済会理事長、そして桜 区から五十嵐美恵子婦人部長が参加しま した。

対象会員さんに電話作戦開始!婦人部の活動をしっかりと説明し、4人の部員拡大に見事!成功しました。

(写真は打ち合わせ中の役員さん達)

第63回浦和民主商工会定期総会が開催されます

2017年7月 9日(日)13時30分 さいたま共済会館



ぜひたくさんの会員さんの参加を お願いいたします。

緑区支部総会開催

6月9日(金)に会員さんのお店すい仙で行いました。総会はまず支部の現勢を報告し、支部財政の報告、定期総会代議員の選出、来期の区支部の係りについて話し合いました。その結果、来期緑区支部長を寺尾さんに引き続き務めていただき、副支部長を加藤さんにお願いすることになりました。その後寺尾緑区支部長に改めて来季に向けての活動などに対する展望を力強く挨拶してもらい、おいしい料理を食べながら交流を深めました。

浦和区支部総会開催

6月8日(木)午後7時より浦和民商事務所にて、浦和区支部総会が開かれました。 新しい支部長体制の下で浦和区は今期さまざまな活動を団結して行ってまいりました。日々の集金や商工新聞の配達部数を役員や事務局員で手分けして行い、民商祭りでは、沢山の方が浦和区で出店したお店に来て貰いました。確定申告会では、役員達がお茶出し・会員との会話で待機時の対応をしてくれました。さいたま市長選では、宣伝カーを使用し前島候補の後押しを行いました。総会では、1年間の活動を称え合いました。



日頃からの民商青年部に対するお力添えに心から感謝いたします。 例年ご好評をいただいている「長ひやむぎ」は、みなさんのご協力を 得て、原水禁世界大会への代表派遣や業者青年の交流を図る様々な

取組みなど青年部の活動を支える貴重な財政活動となっています。

浦和民商青年部・埼商連青年部協議会